

代々続く工務店の
子どもに承継の
話をしたいけど
きっかけが無いな

親も高齢に
なってきたし...
八幡浜に戻って
店を継ごうかな

八幡浜市 Uターン移住者 事業承継補助金

補助
限度額 **50** 万円

補助率：10分の10
事前審査あり
予算には限りがあります

八幡浜市に戻ってきた方が、親族の事業を継ぐ場合に、
事業所に対して設備新設などの費用を補助します

承継を機に
会社のHPを
作成しよう

OK!



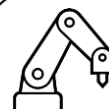
新しい顧客層獲得
のために事務所を
改修しよう

OK!



事業拡大のために
最新の設備を購入
しよう

OK!



お問い合わせ
八幡浜市役所 政策推進課 地域づくり支援係
〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜1丁目1番1号
☎ 0894-21-0413 ✉ iju-shien@yawatahama-iju.com

詳しい条件は裏面で



補助対象事業所の条件

全て満たす場合に対象となります



- ①後継者条件を満たす者に事業を承継させる（させた）事業所である
- ②継続して3年以上営まれている事業である
- ③個人事業主の場合
市内に本店又は主たる事務所があり、かつ代表者が市内に居住している
- 法人の場合
登記の本店又は主たる事務所の所在地が八幡浜市内にあり、かつ中小企業基本法に定める小規模企業者である
- ④市税の滞納がない
- ⑤八幡浜商工会議所、保内町商工会いずれかの会員（加入予定を含む）であり、その指導を受けた事業承継計画書を提出すること
- ⑥暴力団、暴力団員等でない

【以下の事業は補助対象外です】

- i フランチャイズ契約等に基づく事業
- ii 農業、林業、漁業
（自己で加工・製造を行うものを除く）
- iii 金融業、保険業
（保険媒介代理店、保険サービス業を除く）
- iv 風俗営業等のサービス業
- v 集金業及び取立業
- vi 政治、経済、文化団体、並びに非営利事業団体
- vii 宗教
- viii 地域の風紀を害したり、公序良俗に反する事業

後継者の条件

全て満たす場合に対象となります

- ①Uターン移住者であり、住民票等でそれが確認できる
- ②3親等以内の親族が営む事業の一部または全部を承継した、あるいは今後承継する予定である
- ③承継した事業を今後3年以上継続する意思がある
- ④事業承継に必要な資格がある場合、それを有している、あるいは取得見込みである
- ⑤市税の滞納がない
- ⑥暴力団員等でない

** Uターン移住者とは **

下記条件をすべて満たす人を指します

- 昔、八幡浜市に1年以上住んでいた
- その後、市外に2年以上住んでいた
※専門学校で家業の勉強をしていたようなケースで、住民票上僅かに2年に満たない場合は一度ご相談ください。
- 申請時点で、八幡浜市に戻ってきて1年以内である



八幡浜市



市外

補助対象経費

事業承継を機に更なる事業の発展や継続のためにかける、次のような費用が対象です。

- ①工事及び修繕に係る費用
- ②設備、備品等の購入に係る費用
- ③広告宣伝に係る費用

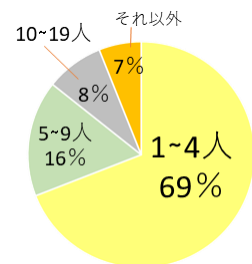
※総事業費が10万円以上のものに限ります。
※交付を受けようとする年度内に支払いが完了する経費が対象となります。



TOPIC

八幡浜市では、従業者規模4名以下の事業所が全体の約7割を占めており、親族間で事業承継を行うケースが多く見られます。

まちを支える
多様な事業を未来に！



従業者規模別事業所数
(民営)

H28経済センサス-活動調査

ご利用には事前審査が必要です。 まずはお気軽にお問い合わせください

お問い合わせ

八幡浜市役所 政策推進課 地域づくり支援係

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜1丁目1番1号

☎ 0894-21-0413 ✉ iju-shien@yawatahama-iju.com